

# **新型コロナウイルス感染防止対策**

**社会福祉法人湖星会 ラスール苗穂**  
**令和2年4月25日更新**  
**安全衛生委員会**

## 1、はじめに

当施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場です。そのため、感染症が拡がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。感染自体を完全になくすることはできないものの、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められます。このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに感染の拡大防止のため、取り組んでいます。

## 2、感染経路の遮断

新型コロナウイルスは接触感染と飛沫感染が主な感染経路といわれております。

感染経路を遮断するためには、病原体を持ち込まない・病原体を持ち出さない・病原体を拡げないことへの配慮が必要です。

**「施設内は清潔区域」と言えるほど、施設から1歩でも外に出たら、手洗い・含嗽を徹底する。**

◆飛沫感染～咳・くしゃみ・会話などで飛沫粒子によって伝播する。2メートル以内に床に落下し、空中を浮遊し続けることはない。

◆接触感染～飛沫粒子が付着したものに手で触れ、その手で眼・鼻・口などに触れることで伝播する。

## 3、予防対策

### ① 手洗い・うがいの励行

- ・出勤時、玄関で手指のアルコール消毒をする。
  - ・ユニットに入る前、更衣室などで更衣をする。
  - ・更衣後、再度石鹸・流水で手洗いし、含嗽をする。
  - ・事務所前で検温を行い、37.5℃以上の発熱があれば上長に報告し、退勤する。
- ※風邪症状や37.5℃以上が4日以上続く場合は、札幌市保健所  
☎011-272-7119に相談する。
- ・外勤・ゴミ出し・喫煙など短時間でも施設を離れる場合は手洗い・含嗽を都度行う。
  - ・目に見える汚れがない時は、擦式消毒剤を用いてもよい。
  - ・入居者も可能な限り、排泄後、食事前後に流水・石鹸を用いて手洗いを行う。できればアルコールによる擦式消毒を行う。
  - ・業務終了後も、出勤時と同様、手洗い・含嗽・更衣を徹底する。

## ② マスクの着用

- ・業務中は本人に症状があるなしに関わらず、マスクを着用する。
- ・マスクの外側に触れた手で、髪の毛・顔・眼・鼻・口などを触らない。
- ※マスクの入手が困難になっているため、自宅にマスクがある職員は自分のものを使用する。
- ※使用後のマスクで汚れていないものは、アルコールを噴霧・乾燥させ、再利用は可能とする。
- ・マスクの内側に使い捨てのシートを使用し、外側のマスクは 2～3 日継続して使用する。
- ・入居者に感染症状がある場合や、やむを得ず医療機関を受診する際は呼吸状態に問題がない限り、マスクを着用する。

## ③ 消毒について

- ・手すり・電気のスイッチ・エレベーターのスイッチ・ベッド柵・テーブルなど手でよく触れる場所は、1 日 2 回、午前と午後にアルコールを用いて、擦式消毒を行う。
- ※トイレ内の清掃は、ノロウイルスの防止も兼ねてピューラックスを使用する。

## ④ 換気・加湿について

- ・午前・午後 1 日 2 回以上、フロアーの窓を開け、空気の入れ替えを行う。
- ・フロアー及び各居室は加湿器を用いて加湿に努める。
- ※居室も可能な限り換気する。
- ※加湿器内で異なる細菌が繁殖する場合もあるので、加湿器内の水の交換や清掃は定期的に行う。

## ⑤ 入居者の受診について

- ・緊急の場合、またはやむを得ない場合以外の、医療機関への受診は極力避ける。
- ※都度ご家族へ対応の連絡を入れる。

## ⑥ 面会制限

- ・ご家族の面会は、コロナウイルスの流行期間は禁止する。
- ※看取り対象者の面会は可とするが、面会するご家族は検温し発熱のないことを確認した後、手洗い・含嗽・マスクの着用を義務付ける。

## ⑦ 新規入居

- ・新規入居は拒否しないが、入居前の 2 週間の発熱や風邪症状がないことを確認したうえで受け入れる。

⑧ 委託医療機関の診察

・訪問歯科～手洗い・含嗽・マスクの着用を義務付け、地域交流スペースでの診察を依頼する。(令和2年4月22日からは4階を使用)

※看取りの入居者は例外とする。

・往診医～手洗い・含嗽・マスクの着用を義務付け、ユニット内で診察を依頼する。ただし、感染のピークが収まるまでは、診察が特に必要な入居者のみ診察を依頼する。

・薬局の職員は手洗い・含嗽・マスクの着用を義務付け、医務室までの立ち入りを認める。

・訪問マッサージ～当面中止

・清掃業者～手洗い・含嗽・マスクの着用を義務付け通常通りの業務に従事する。

⑨ 外部の業者の納品～インターホンで対応。手洗い・含嗽・マスクを着用して玄関で物品の受け渡しを行う。

⑩ 会議など人が集まる場合は、集まりの前後で2か所以上の窓を開け、換気を行う。

※令和2年4月21日から施設内での会議関係は中止。各主催者・担当者が会議に代わる方法を工夫して発信する。

⑪ 会議中はドアを締め切らず、2か所以上開放し空気の流れを作る。

⑫ 職員が発症した場合の対応～医療機関を受診した後、医療機関が社会復帰の時期を決めるため指示に従う。自宅療養の指示があった場合は、毎日状態を上長に報告する。

⑬ 発症した人と濃厚接触があった場合～最終接触から14日間は出勤停止となり、この間に検査をすることとなりその後の指示に従う。同様に連日状態を上長に報告する。

また、感染の有無を調べることになった職員は速やかに上長に連絡する。

⑭ 短期入所及び通所のお客様の受け入れについて～ご自宅で出発前に検温して頂き、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状がある場合は利用を中止していただく。

※公共交通機関で通勤の職員は、手すりやつり革にウイルスが付着していることが多いので、特に注意する。

※狭い空間で人が密集した場所には出かけない。

※手洗い・アルコール消毒した手以外で、自分の髪・顔・眼・鼻・口などを触らない。

※感染者と濃厚接触のあった感染が確定していない人と濃厚接触のあった場合は、特に体調に注意を払い、何か変化があった場合は、自宅で待機し、上長に報告する。

**日々の対応のなかで、疑問が生じた場合は、産業医に連絡し指示を仰ぐ。**

**4、令和2年4月21日(火)から札幌市の感染拡大を受けて追加。**

- ①施設内の会議関係は中止。(会議に代わる方法を検討し発信する)
- ②職員休憩時の食事は、孤食を原則とし、向かい合っの食事は禁止。
- ③喫煙所の使用は1名ずつ。2名以上は禁止とする。(守られない場合は喫煙所の閉鎖も考慮する。)
- ④職員は自分の行動に各自責任をもって把握し、もし、自分が感染者や濃厚接触者となった場合、行動や接触した人を明確に提示できるようにしておく。
- ⑤街の中心部や人が集まる場所に行ったり、クラスター化している病院にどうしても受診しなければならない場合は上長に自己申告する

**5、職員及び利用者から陽性者が発生した場合**

- ①職員・利用者の感染が疑われる場合は、発熱や呼吸器症状その他頭痛・身体の痛み有無・倦怠感・味覚・嗅覚異常などの観察を行う。
- ② その旨、直ちに施設長に報告し、全職員に情報共有する。
- ③ 該当者が病院受診・PCR 検査を受ける状況になったら判定結果を待たず、所属部署、作業場所の消毒を行う。更に、結果を待たずに濃厚接触者の洗い出しを行う。
- ④ 濃厚接触者は、産業医が提供した資料に準じた対応を行う。

**体調が悪ければ休む。無理をすることで周囲に迷惑がかかることを各自自覚すること。**

# 新型コロナウイルス感染者 発生時の濃厚接触者の扱い

## ○濃厚接触者の定義

2分以上の接触



約2m以内の接触（会話、ケア）

（発端者の発症日以降の接触を対象とする。2020/4/17時点）

## ○濃厚接触者の感染リスク分類（接触時間とサージカルマスク着用の有無に基づく）

### ①接触時間 **2分以上、10分未満**

		COVID-19 患者	
		マスク着用 あり	マスク着用 なし
（接 触 者） 医 療 従 事 者	マスク着用 あり	低リスク	低リスク
	マスク着用 なし	低リスク	高リスク

※左記の条件  
によらず、

・個人防護具(PPE)  
なしでの患者分泌物、  
排泄物への曝露

・体交など広範囲の  
身体的接触

・直近での激しい咳  
嗽やくしゃみの曝露

・フルPPE以外での  
エアロゾル発生処置\*



**高リスク**

\* 高エアロゾル手  
術、気管挿管・抜  
管、NPPV、気管切  
開、心肺蘇生、用  
手換気、気管支鏡  
検査、ネブライ  
ザー療法、誘発喀  
痰など

### ②接触時間 **10分以上、30分未満**

		COVID-19 患者	
		マスク着用 あり	マスク着用 なし
（接 触 者） 医 療 従 事 者	マスク着用 あり	低リスク	高リスク
	マスク着用 なし	高リスク	高リスク

### ③接触時間 **30分以上**

		COVID-19 患者	
		マスク着用 あり	マスク着用 なし
（接 触 者） 医 療 従 事 者	マスク着用 あり	高リスク	高リスク
	マスク着用 なし	高リスク	高リスク

## ○感染リスクに基づく接触者への措置

**低リスク** → 14日間の自己健康観察

**高リスク** → 14日間の出勤停止